

福岡県公報

平成21年12月16日
第3052号

目次

告示(第1879号 - 第1896号)

公共測量の終了	(県土整備総務課)	1
道路の区域の変更	(道路維持課)	1
道路の区域の変更	(道路維持課)	2
道路の供用の開始	(道路維持課)	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	3
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	3
共同施行による土地改良事業計画の変更の認可	(農村整備課)	3
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	3
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	4
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	4
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	4
都市計画の変更	(都市計画課)	5
都市計画の決定	(都市計画課)	5
土地改良区の役員の就任	(農村整備課)	5
市町の境界の変更	(市町村支援課)	5
土地区画整理組合の解散の認可	(都市計画課)	6

解除に係る保安林の所在場所等 (森林保全課) 6

公 告

落札者等の公示 (警察本部会計課) 6

意見募集の結果の公示 (農林水産物安全課) 7

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表
(廃棄物対策課) 7

雑 報

測量士試験及び測量士補試験の実施 (県土整備総務課) 7

告 示

福岡県告示第1879号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成21年12月16日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

公共測量(3級基準点測量)

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市八幡東区大字前田	平成21年12月1日

福岡県告示第1880号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年12月16日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	竹 野 志 塚 島 線	前	久留米市田主丸町竹野 1100番 1 先から 久留米市田主丸町竹野916 番 1 先まで	4.5 ~ 11.7	615.0
			後	同上	11.0 ~ 19.3	
朝 倉	県 道	鳥 栖 朝 倉 線	前	朝倉市古毛1499番 3 先か ら 朝倉市古毛2297番 3 先ま で	5.0 ~ 8.2	500.0
			前	同上	10.5 ~ 17.0	
			後	同上	10.5 ~ 17.0	500.0

福岡県告示第1881号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年12月16日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
--------------	------------	-----	------------	-----	---------------	---------------

那 珂	一 般 国 道	385 号	前	筑紫郡那珂川町大字市ノ 瀬915番 1 先から 筑紫郡那珂川町大字市ノ 瀬915番 1 先まで	6.5 ~ 13.7	92.0
			後	同上	7.3 ~ 28.8	

福岡県告示第1882号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年12月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年12月16日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
那 珂	那 珂 川 大 野 城 線	筑紫郡那珂川町大字仲392番 1 先から 筑紫郡那珂川町大字仲270番 3 先まで

福岡県告示第1883号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年12月16日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡粕屋町大字仲原字十原1163番 1、1163番 6、1164番 7 及び1164番 8
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡粕屋町大字仲原1176番地
安松 正次

福岡県告示第1884号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年12月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年11月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人在宅支援センターえる

(2) 代表者の氏名

寺岡 みどり

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県大野城市横峰2丁目11番23号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、不登校・引きこもり・うつ病など様々な問題を抱える人々、その他助言や援助を必要とする人々に対して、心理カウンセリングや福祉向上に関する講演会、精神科を含む様々な疾患を持つ人々に対する在宅サービス（訪問看護等）に関する事業を行い、障がい者福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1885号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年12月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年11月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人環境共生サポート・エコとも

(2) 代表者の氏名

泉 美峰

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県太宰府市五条6丁目9番18号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、環境教育と環境行動の普及・支援に関する事業を行い、環境共生の地域作りに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1886号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条の2第3項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次のように同法第95条第1項に定める者が行う土地改良事業の計画の変更を認可したので、同法第95条の2第3項において準用する同法第48条第11項の規定により公告する。

平成21年12月16日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良事業の事業主体名	認可年月日
福岡市宮浦土地改良事業共同施行	平成21年12月7日

福岡県告示第1887号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成21年12月16日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 サニーすわの町店
(2) 所在地 福岡県久留米市諏訪野町1903番地21 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1888号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成21年12月16日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 久留米南ショッピングセンター
(2) 所在地 福岡県久留米市大善寺町宮本456

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1889号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成21年12月16日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 みいまちショッピングタウン
(2) 所在地 福岡県久留米市御井町字大銃場2233番 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1890号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第2項の規定に基づく意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成21年12月16日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ゆめタウンうきは
(2) 所在地 福岡県うきは市吉井町千年字町地157番 外

2 意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
意見なし

- (2) 歩行者の通行の利便の確保等
意見なし

- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
意見なし

- (4) (7) 防災・防犯対策への協力及び街並みづくり等への配慮等

閉店計画時間の午後11時を午後9時まで繰り上げるよう求めます。

夜遅くまで皓皓と灯りを点けていれば、たとえ定期的巡回するとしても、他に場所のない田舎では若者の溜まり場となる危険性大です。

また、灯りを夜遅くまで点けていれば、植物に悪影響を与えることは、信号機の側の例が示しています。そして大きくは、地球温暖化防止・省エネルギーの国際的な動向にも逆行します。

朝9時に開店して夜9時以降にしか買い物ができない人など、極々少数（もしくは皆無）だと思われます。

(5) 騒音の発生に係る事項

意見なし

(6) 廃棄物に係る事項等

意見なし

(8) その他

意見なし

福岡県告示第1891号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成21年12月16日

福岡県知事 麻生 渡

前原都市計画道路を変更（前原都市計画道路3・5・10号高田加布里線）

福岡県告示第1892号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部公園街路課において公衆の縦覧に供する。

平成21年12月16日

福岡県知事 麻生 渡

宮田都市計画公園5・5・1号毛勝総合公園

福岡県告示第1893号

小野南部土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成21年12月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 就任理事

氏名	住所
渡 公 利	古賀市小山田59番地
西 茂太郎	〃 谷山1119番地
松 崎 樹 寛	〃 葉王寺979番地1
飯 尾 助 廣	〃 小山田473番地
西 孝 則	〃 谷山897番地
松 崎 慎 治	〃 葉王寺1013番地
渡 孝 志	〃 小山田58番地
仁 部 義 治	〃 谷山637番地
松 崎 富 雄	〃 葉王寺1277番地1

2 就任監事

氏名	住所
林 啓 二	古賀市小山田472番地
仁 部 一 布	〃 谷山658番地2
松 崎 久 則	〃 葉王寺977番地

福岡県告示第1894号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定に基づき、飯塚市と鞍手郡小竹町との境界を次のように変更した。

平成21年12月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 鞍手郡小竹町のうち次の区域を飯塚市に編入する。

大字	字	地番
勝野	向鶴	2551の2、2552の2、2553の2、2560の1、2560の4から2560の6まで、2561の1、2562の1、2563の1、2564の1、2565の1、2566、2567の1、2568の1、2569の1、2570の1、2578の1、2579の1、2580の1、2580の3、2602の1、2602の3、2603の1、2603の3、2604の1、2604の3から2604の10まで、2605の1、2605の3、2606の1、2607、2608の1、2608の3から2608の8まで、2609の1、2609の3
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

2 飯塚市のうち次の区域を鞍手郡小竹町に編入する。

町	字	地番
口原	チシャノ木	1269の19から1269の23まで、1269の26から1269の28まで、1269の30から1269の33まで、1278の10
これらの区域に隣接する水路である国有地の全部		

福岡県告示第1895号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定に基づき、古賀市鹿部土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第5項の規定により次のように公告する。

平成21年12月16日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 組合の名称
古賀市鹿部土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
古賀市花鶴丘2丁目112番地
- 3 設立認可の年月日
平成10年9月11日
- 4 解散認可の年月日
平成21年12月7日

福岡県告示第1896号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年12月16日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 解除に係る保安林の所在場所
八女郡黒木町大字木屋字池ノ本10909の3から10909の5まで、10928の11、10928の12、10928の14、10928の15
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
道路用地とするため

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成21年12月16日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 落札に係る特定役務の名称
通信指令システム地図及び目標物データ更新業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
平成21年10月30日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

日本電気株式会社九州支社

(2) 住所

福岡市博多区御供所町1番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

44,625,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成21年9月18日

公告

「飲食品等の品質表示基準の違反に係る指示及び公表の指針の一部改定」案について、平成21年10月2日から平成21年11月2日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり平成21年11月25日付けで施行しました。

平成21年12月16日

福岡県知事 麻生 渡

問い合わせ先

農林水産部農林水産物安全課

電話：092 - 643 - 3518

メールアドレス：nouan@pref.fukuoka.lg.jp

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第20条第2項の規定により次とおり公表する。

平成21年12月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

FRONTIERWEST株式会社

(2) 所在地

東京都港区東新橋一丁目2番10号 PAL汐留ビル3F

(3) 代表者

代表取締役 平塚 輝

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成21年12月2日

4 処分の理由

事業者が、平成21年11月13日付けで、豊田市長から産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消され、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号二の規定に該当したことにより、法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至ったため

雑 報

公告

測量法（昭和24年法律第188号）に基づく測量士試験及び測量士補試験の実施について、測量法施行令（昭和24年政令第322号）第21条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年12月16日

国土交通大臣 前原 誠 司

平成22年測量士・測量士補試験の実施

(1) 試験日時

測量士試験

平成22年5月23日（日）

午前10時から午後4時まで

(午後0時30分から午後1時30分まで休憩)

測量士補試験 平成22年5月23日(日)

午後1時30分から午後4時30分まで

(2) 試験地

北海道、宮城県、秋田県、東京都、新潟県、富山県、愛知県、大阪府、島根県、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県、沖縄県

(3) 願書受付期間

平成22年1月14日(木)から2月26日(金)まで(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に定める行政機関の休日には、事務を行わない。)

ただし、郵送の場合は2月26日(金)までの日付の消印があるものに限り受け付ける。(後納郵便、別納郵便の場合は2月26日(金)までに必着とする。)

(4) 願書受付場所

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番

国土地理院総務部総務課

(5) 受験願書用紙等の交付

受験願書用紙及び受験案内は、平成22年1月14日(木)から、次の場所において交付する。

郵送により請求する場合は、封筒の表に「願書請求 部」と朱書きし、あて先明記の返信用封筒(角形2号以上)に必ず所要の切手を貼ったものを同封すること。

ただし、都道府県では郵送の取扱いはない。

国土地理院

(〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番)

国土地理院北海道地方測量部

(〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1番1 札幌第1合同庁舎)

国土地理院東北地方測量部

(〒983-0842 仙台市宮城野区五輪1丁目3番15号 仙台第3合同庁舎)

国土地理院関東地方測量部

(〒102-0074 東京都千代田区九段南1丁目1番15号 九段第2合同庁舎)

国土地理院北陸地方測量部

(〒930-0856 富山市牛島新町11番7号 富山合同庁舎)

国土地理院中部地方測量部

(〒460-0001 名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館)

国土地理院近畿地方測量部

(〒540-0008 大阪府中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館)

国土地理院中国地方測量部

(〒730-0012 広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館)

国土地理院四国地方測量部

(〒760-0068 高松市松島町1丁目17番33号 高松第2地方合同庁舎)

国土地理院九州地方測量部

(〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎)

国土地理院沖縄支所

(〒900-0022 那覇市樋川1丁目15番15号 那覇第1地方合同庁舎)

各都道府県の土木関係部局の主務課

社団法人日本測量協会及び各地方支部

(〒112-0002 東京都文京区小石川1丁目3番4号 測量会館)

(6) 合格発表及び通知

平成22年7月23日(金)国土地理院本院、各地方測量部及び支所において合格者の氏名を公告するほか、全受験者あてに試験の結果(合否)を通知する。

また、国土地理院のホームページ上に合格者の受験番号を掲載する。

(7) 試験に関する照会先

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番

国土交通省国土地理院 総務部総務課

TEL 029-864-8214, 8248